令和８年熊本地震　第３版



上天草市被災者支援に関する制度一覧表

※各種制度の詳細については、問い合わせ先へご確認ください。

判定区分（罹災証明）		全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	問合せ先
もらえるお金	災害見舞金	6万円	4万円 ※住家が借家の場合は、支給額が1/2の額となります。			3万円		福祉課 0969- 28-3381
	被災者生活再建支援金 基礎支援金	100万円	50万円 解体又は長期避難する場合　100万円			※単身世帯の場合は、それぞれ4分の3相当額になります。		
	被災者生活再建支援金 加算支援金	建設・購入　200万円 補修　100万円 賃借　50万円		建設・購入100万円 補修　50万円 賃借　25万円 解体又は長期避難する場合 建設・購入　200万円 補修　100万円 賃借　50万円				
住まいへの支援	賃貸型応急住宅	民間賃貸住宅に無償で入居可能（最長2年間） ※ただし、半壊は解体世帯のみ						都市整備課 0969- 28-3366
	住宅の応急修理	最大75万7千円				最大 36万7千円		
	家屋等の解体（併用不可） 公費	相談窓口：環境衛生課 ■申請期限：公費解体は令和8年11月30日まで 自費解体は令和9年1月29日まで						環境衛生課 0964- 26-5541
	家屋等の解体（併用不可） 自費							
減免できる制度	市民税の減免	所得に応じて4分の1～全額	所得に応じて16分の3～4分の3	所得に応じて8分の1～2分の1		※減免対象者の方には、税務課より個別に通知があります。 ただし、償却資産は、別途申請が必要です。		税務課 0964- 26-5519
	国民健康保険税の減免	全額	10分の5					
	固定資産税の減免 家屋	全額	10分の6	10分の4				税務課 0964- 26-5520
	固定資産税の減免 償却資産	①当該償却資産が全壊し使用不能となったとき　10分の10 ②当該償却資産が損傷し修理が必要と認められるとき　10分の5						
	介護保険料の減免	全額	10分の5					高齢者ふれあい課 0969- 28-3360
	後期高齢者医療保険料の減免	全額	2分の1 ■申請期限：令和9年3月31日まで					健康づくり推進課 0969- 28-3375
	国民年金保険料の減免	住宅（持家）、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、申請に基づき保険料の支払いが免除						
	各種証明書の交付手数料の免除	生活再建等に必要な各種証明書の交付手数料を免除 （住民票、印鑑証明書、税証明等）						市民課 0969- 28-3368
	水道料金の減免	漏水した月の使用水量を平常時の水量に基づき減免 ※まずはお電話ください						水道局 0969- 28-3369

※本内容は、令和８年１１月１日時点のもので、今後も随時更新を予定しています。

裏面には、事業者を対象とした支援制度を掲載しています。

令和８年熊本地震　第３版



上天草市事業者支援に関する制度一覧表

※各種制度の詳細については、問い合わせ先へご確認ください。

	支援制度内容		問合せ先
もらえるお金	くまもと事業者再出発支援補助金	県内に事業所を有する中小企業者で令和8年熊本地震で被災した事業用の施設及び設備の復旧に要する費用を補助 中小事業者　【補助率3/4、上限3億円】 中堅企業及びみなし中堅企業　【補助率1/2　上限3億円】	くまもと事業者再出発支援補助金受付センター 096-284-7660
	令和８年熊本地震利子補給	令和8年熊本地震による影響で特定の融資制度で生じる利子の全額を補助 【融資開始から3年分、上限なし】	観光おもてなし課 0964-26-5531

※本内容は、令和８年１１月１日時点のもので、今後も随時更新を予定しています。